４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)　略］

(2)　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第６項本文又は令和２年旧政令第９条の７第７項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(17)、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表６の２）の(11)）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第９条の７第６項ただし書又は令和２年旧政令第９条の７第７項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(3)　「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第７項本文又は令和２年旧政令第48条の13第８項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(17)、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表６の２）の(11)）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第７項ただし書又は令和２年旧政令第48条の13第８項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［(4)～(8)　略］

**第七号の二様式別表三**（用紙日本産業規格Ａ４）（第一一条・第十条の一一関係）

［様式　略］

第７号の２様式別表３記載要領

［１～３　略］

４　「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６(2)）の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の２）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

［５・６　略］

７　「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６（２の２））の「当期の控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額又は法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年財務省令第34号）による改正前の法人税の明細書（別表６（２の２））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。

［８　略］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)　同左］

(2)　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第６項本文又は令和２年旧政令第９条の７第７項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(18)、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表６の３）の(11)）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第９条の７第６項ただし書又は令和２年旧政令第９条の７第７項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(3)　「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第７項本文又は令和２年旧政令第48条の13第８項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(18)、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表６の３）の(11)）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第７項ただし書又は令和２年旧政令第48条の13第８項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［(4)～(8)　同左］

**第七号の二様式別表三**（用紙日本産業規格Ａ４）（第一一条・第十条の一一関係）

［様式　同上］

第７号の２様式別表３記載要領

［１～３　同左］

４　「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６(2)）の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

［５・６　同左］

７　「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６（２の２））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。

［８　同左］